

保 福 第 1 9 0 号
令和6年11月26日

一般社団法人宮城県歯科医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和6年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本年は歯科医師法の規定による2年に1度の届出年となっており、令和6年12月31日現在の状況について、令和7年1月15日までに届出を行うこととなっております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、貴会会員の届出について御指導いただくとともに、別紙「届出のお願い」等について貴会会員宛て御周知くださいますようお願い申し上げます。

担 当	宮城県保健福祉部保健福祉総務課 保健福祉政策班 三浦
電 話	022-211-2507
ファクシミリ	022-211-2595
電子メール	hohukse@pref.miyagi.lg.jp



三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に一度の届出年です。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和7年1月15日（水）まで

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。

- 医療機関等にお勤めの方は、
オンラインによる届出が可能です。
- オンラインによる届出が困難な場合や
医療機関等に勤務する医師等以外の方は、
お近くの保健所へ届出ください。



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

三師届 厚生労働省

検索



お問い合わせ先

仙台市健康福祉局保健所 医務薬務課	022-214-8073
宮城県仙南保健所 企画総務班	0224-53-3116
宮城県塩釜保健所 企画班	022-363-5502
宮城県大崎保健所 企画班	0229-91-0708
宮城県石巻保健所 企画班	0225-95-1420
宮城県気仙沼保健所 企画総務班	0226-22-6661
宮城県保健福祉部保健福祉総務課	022-211-2507

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いて届出してください。

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

Q4 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記入された内容は、各法令等により堅く秘密が守られます。

Q5 この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム**（医師・歯科医師）

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/